

定期利用サークル基準及び友の会会員の登録について

なかまハーモニーホール（以下、財団）は、下記の各要旨を満たし一定の実績がある団体について定期利用の申請があれば、サークル団体として登録認定を行う。

但し、会員の意見をもとに自主的、かつ非営利的に運営されている、中間市内のサークル団体とする。

（目 的）

地域コミュニティの拠点として、広く地域住民の参加を求め、その自由な発想による学習・文化への創造と促進及びサークル活動を支援することを目的とする。

（利用内容）

サークル活動を目的とした団体へ定期的に施設（下記の利用施設が対象）の利用を支援する。但し、他の施設管理・運営上に支障があると認められる活動内容は利用できません（楽器演奏、合唱、コーラスによる大きな音や声によるサークル等）。

（登録対象）

登録できるサークル団体の人員は、会員5人以上で構成とする。

（申請期間）

初年度の途中から定期利用を希望される団体の申請は、令和5年9月末日までの受付とし、令和6年4月から1年間の定期利用を希望される団体の申請は、令和5年10月末日までに提出書類を添えて会館窓口で受付を行う。但し、申請受付を先着順とする。

（友の会登録）

財団が運営する友の会組織「ハーモニーClub」のサークル団体会員として、年会費を納金のうえ、会員登録すること。なお、入会は団体の代表者が申し込むものとする。

（利用施設）

特別会議室、会議室4（和室28畳舞台付き）の2施設とする。

（使 用 料）

会員登録をされたサークル団体は、通常施設使用料から20%割引の使用料で利用できる。

	[特別会議室]	[会議室4]
[施設時間]	9時～13時 … 1,016円/時	424円/時
[〃]	13時～17時 … 1,128円/時	472円/時
[〃]	17時～22時 … 1,128円/時	576円/時

（納 付）

利用日の4ヶ月前の月の初日に施設使用料1ヶ月分を前納とする。その他、冷暖房料及び備品料は利用する月の最終利用日に合算精算とする。

(利用時間)

利用時間は、午前9時から午後10時までの間とする。

(利用曜日)

利用曜日は、月曜日から金曜日までの水曜日（休館日）以外の平日。（但し、水曜日が祝日の場合はその翌日が休館日）。

(利用事項)

- (1) 定期利用申請書（サークル票等）を提出する。内容を審査及び団体代表者と面談して団体登録を許可とする。但し、ホールの施設管理・運営上に支障があると認められた場合は、この許可を取り消しとする。

(申込方法)

- (1) 申し込みは（納付）項目に記載する詳細を確認の上、申し込んで下さい。
申し込みのない場合は利用がないものとして取り扱います。
※特別会議室及び会議室4の一般利用者による申込受付は、利用日の3ヶ月前の月の初日から利用の日までとなります。
- (2) 施設の使用料を支払って、申請許可されている日時に利用されない場合は原則として施設の使用料の払い戻しはいたしません。
- (3) 定期利用申請書の年間活動計画は、許可日ではありません。中間市及び財団の主催行事等で、臨時的に施設会場の移動または利用許可できない日もあります。
- (4) 施設の利用時間は、準備・活動・後片付けまでを含めた時間で申し込むものとする。

(サークル運営)

- (1) 会員の中から代表者・会計係を選出する。途中で代表者が変わった場合は、速やかに財団に申し出ること。代表者は必ず連絡がつく方を選ぶこと。
- (2) サークル活動の期間は1年（年度内）とし、中間市及び財団の主催行事等と重ならない限り、更新は妨げません。
- (3) 会費は1か月2,000円以内とし、代表者の責任のもとに会計係で適正に処理し、適当な時期にサークル内で会計報告を行うこと。
- (4) 会費から講師謝金を支出し、一部をサークル運営費にあてること。

(注意事項)

- (1) 緊急時等の連絡に必要ですので、サークル内の連絡網を作成しておいて下さい。
なお、財団からの連絡は原則として代表者を經由して行います。
- (2) 施設利用で出たゴミは持ち帰っていただき忘れ物等のないように注意して下さい。
- (3) 喫煙所以外での喫煙は禁止です。また、飲食を伴う場合は事前に飲食申請の手続きが必要となります。
- (4) 施設利用時以外の駐車場の利用はできません。
- (5) 定期利用の予定日を変更するときは、早めに申し出てください。なお、この場合、希望日に変更できないこともあります。

- (6) 荷物や道具類は、事前事後に財団事務所及びインフォメーションではお預かりできません。また、教材や弁当（事前に飲食申請が必要）などの物品を業者に注文しているときは、その旨を事前にインフォメーションに伝えておいてください。
- なお、食事（エントランスホールや指定以外の場所で飲食は出来ません）での施設利用は、その時間を挟み継続してサークル活動を行う場合に限りです。
- (7) 定期的なサークル活動以外の目的で、施設を利用することは出来ません。

(附則)

この規定は、令和3年4月1日より適用するものとします。

(令和3年10月28日 一部改正)

(令和4年10月27日 一部改正)